当面のスローガン

- ●本年こそ「人権侵害救済法」を制定させよう！
- ●狭山再審闘争の勝利をかちとろう！
- ●続発する差別事件の糾弾を徹底しよう！

解放新聞 和歌山版

発行所
解放新聞和歌山支局
〒640-8314
和歌山市神前 405-3
TEL 073-473-2301
FAX 073-473-2302
発行責任者
藤　本　哲　史

「部落差別解消推進法」を具体化し、条例を制定させよう！

第64回県連定期大会を6月2日、和歌山県勤労福祉会館・プラザホープでひらき、県内各支部から298人の代議員中、276人が参加した。

松本貞次・執行副委員長の司会ではじまり、松井資喜・青年部長の発声で解放歌を合唱し、坂下君代・女性対策部員が水平社宣言を朗読した。

はじめに、藤本哲史・執行委員長は「統一地方選挙では、組織内候補、推せん候補を当選させることができたのは、同盟員のみなさまの奮闘のおかげ。「部落差別解消推進法」が施行されて3年目をむかえる。具体的な施策が講じられていないが、組織内候補や推せん候補には、議会のなかで議論し、条例を制定させていく働きをお願いしたい。「推進法」が施行されたが、差別は一向になくならない。和歌山市では、ニタリング事業でインターネット上の悪質な書き込みを削除するとりくみがはじまった。また、和歌山県や湯浅町でもモニタリング事業がすすめられたと聞いている。56年を迎えた狭山事件。石川一雄さんは今年80歳になった。狭山差別裁判の歌詞には「石川青年取り戻そう」とある。24歳で不当逮捕されて56年。三者協議がすすんでいるが、なかなか再審の門戸がひらかれない。毎年「今年こそ」といっているが、本当に今年は再審・無実を勝ち取っていきたいと考える。差別事件は多発している。身元調査事件、行政への差別問い合わせ事件、結婚差別事件など、氷山の一角ではあるが、糾弾闘争を展開していかなければならない。最後に、参議院議員選挙。これまでの経過はあるが、仲間が立候補するとなれば、推せん候補としてすすめていく。藤井幹雄・顧問弁護士で推せん候補。よろしくお願いしたい」とあいさつした。つづいて、組坂繁之・中央執行委員長、下宏・和歌山県副知事、岸本周平・衆議院議員、門博文・同議員、尾花正啓・和歌市市長、池田祐輔・連合和歌山会長、田上武・部落解放・人権行政確立要求和歌山県実行委員会会長からあいさつをうけ、議事にはいった。

（くわしくは、次号に掲載する）

法の具体化と条例制定を勝ち取ろうとあいさつする
藤本哲史・県連執行委員長

【来賓】

◆中央本部

組坂繁之・中央執行委員長

◆国会議員

岸本周平・衆議院議員、門博文・同議員、井本庄一・二階俊博衆議院議員秘書、上泰治・石田真敏同議員秘書、木野十三・浮島智子同議員秘書、辻岡佳憲・世耕弘成参議院議員秘書、須崎弘一・鶴保庸介同議員秘書

◆行政・議会

下宏・和歌山県副知事、尾花正啓・和歌山市長、上山章善・湯浅町長、西岡利記・広川町長、奥田誠・上富田町長、吉井和視・和歌山県議会議員、松本哲郎・和歌山市議会副議長

◆共闘団体

池田祐輔・連合和歌山会長、野口宗宏・和歌山県職員労働組合執行委員長、長田吉文・自治労和歌山県本部執行委員長、田上武・部落解放・人権行政確立要求和歌山県実行委員会会長、朴正隆・部落解放和歌山県共闘会議議長、野口道彦・（一社）和歌山人権研究所理事長、赤松明秀・和歌山県同宗連議長、佐々木基文・高野山真言宗　社会人権局長、和歌哲也・和歌山商工会議所専務幹事、野田孝雄、和歌山県商工会連合会専務理事、土井敏弘・和歌山県町村会　事務局長、宮田稚之・和歌山県漁業協同組合連合会事務局長、池上博基・近畿大学附属新宮高等学校中学校校長、遠藤公紀・和歌山同和問題企業連絡会、藤井幹雄・顧問弁護士

【祝電・メッセージ】

◆都府県連

堀田光政・愛知県連合会委員長、西島藤彦・京都府連合会委員長、赤井隆史・大阪府連合会執行委員長、坂本三郎・兵庫県連合会執行委員長、和泉義博・香川県連合会執行委員長、有澤明男・高知県連合会委員長、松岡芳生・愛媛県連合会委員長、岡田英治・広島県連合会委員長、浅原寛巳・島根県連合会執行委員長、濵本隆司・佐賀県連合会執行委員長、松永末廣・熊本県連合会執行委員長

◆国会議員

二階俊博・衆議院議員自由民主党幹事長、石田真敏・総務大臣同議員、世耕弘成・経済産業大臣国際博覧会担当大臣、浮島智子・同議員文部科学副大臣内閣府副大

（3ページへ↖）

頑健

「旧優生保護法」による強制的な不妊手術（いわゆる断種）の被害者を救済する法律が成立した。内容は、被害者の自己申告による見舞金（320万円）の支給というものだ。しかし、被害者団体や訴訟団（国の責任）は「国の責任があいまい、被害者への謝意が明記されていない」「自己申告や見舞金は、被害の実態に合わない」など、一定の評価を示しつつも法の改正を求めている▼「優生保護法」は、戦前ナチスがおこなった「ホロコースト（大量虐殺）」の思想を戦後そのままとりいれ、1948年に成立させ、1996年までつづいた法律で、特定の疾患や障がい者などを対象に、厚生労働省の見込みだけでも2万5千人に強制的に不妊手術をおこなった▼法の廃止は、自主的におこなわれたわけではなく、1990年代に被害者が国連の場で強制不妊手術の事実を訴え、それをうけた国連の「重大な人権侵害」として「法律の即刻廃止」の勧告からである▼「優生保護法」は、障がい者差別も含め、非人道的な最悪の差別法だ。しかし、一方では、相模原障害者殺傷事件（2016年）や「優生保護法」を賞賛する声があることも事実。そうしたことをふまえると、早急に国の責任（謝罪など）を明確にし、法の成立の経緯や被害の実態を明らかにすることが必要である。

（S・I）